

亘理町空き店舗活用推進事業補助金 手続きの流れ

(1)「亘理町空き店舗活用推進事業補助金の交付申請に係る事前申込書」の提出

↓ ※この申込書の受付が、町への補助事業申込みの開始となります。

(2)「亘理町空き店舗活用推進事業補助金交付申請書」の提出

↓ ・事業計画の内容について、亘理山元商工会の経営（作成）指導を受けたものを亘理町商工観光課に提出します。添付書類（コピー等）も手配願います。

（※町担当へ事前に電話予約をお願いします。）

(3)亘理町空き店舗活用推進協議会での審査

↓ ・事業内容や経営計画等を、申請者が同協議会において説明します。

・この協議会において補助金交付の可否が決定されます。

(4)（審査を通過し補助金交付決定された場合）

↓ 「空き店舗活用推進事業補助金交付決定通知書」を町から申請者へ通知

(5)事業の着手（上記決定通知の後に工事等を開始）

↓

(6)（事業完了後早急に）

↓「亘理町空き店舗活用推進事業補助金実績報告書」の提出

・実績報告書を作成し亘理町商工観光課に提出します。添付書類（コピー等）も手配願います。（※担当者へ事前に電話予約をお願いします。）

(7)「亘理町空き店舗活用推進事業補助金額の確定通知書」を町から申請者に通知

・上記書類が届きますので今まで提出した書類の控えと保管して下さい。

同封された「補助金交付請求書」を亘理町商工観光課に提出しますと指定口座に補助金が振り込まれます。